

八戸市農業委員会 6 月総会議事録

日時：令和6年6月11日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 18 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 欠	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 欠
5 番 上村 隆雄 欠	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 欠
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳、主事 大橋 康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、阿達農業委員、上村推進委員、在家推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
松橋事務局長	次に、本日の議案のうち、議案第 24 号、令和 6 年度第 3 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、外館農業委員が当事者となっている事案がございます。 外館農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、森光男委員の御発声に続いてお願いいたします。
森（光）委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。今日も夏日になっているようで、急な暑さに体調を崩さないように気を付けて仕事に励んでいただきたいと思います。 さて、先月 23 日に県の主要施策に関する説明会があり、持続可能な米、産地

育成に向けての話の中に、超プレミアム米、白米キロ 1,000 円、また、超低コスト米、玄米 1 俵 7,000 円の実証に挑戦するプロジェクトが始まるという話を聞きました。ここでの、プレミアム米や低コスト米がどのようなかたちで実現できるのかということに期待しながら施策を聞いてまいりました。

次に、29 日、30 日に全国農業委員会会長大会があり、国会議員に対する要請活動を行ってまいりました。ちょうど、農村基本法が成立したときでもあり、農家の役割の大切さ、国民を飢えさせないという施策の必要性、何よりも持続可能な農業が必要であることを改めて認識しました。高所得になれば後継者も現れ、地方の人口の増加も見込めると考えます。

現状として、米価が、昭和 58 年から 61 年あたりでは 18,000 円台だったが、今では 10,000 円前後まで下がっていることを考えると、農家が成り立たないということが一番の課題です。

国会議員に対しては、農産物の適正価格について、消費者に対して理解を求めていくことや、子どもたちに対しても作物の成り立ちなどを含めた教育が必要であるということ、農業環境に対する政策に関する内容について要請しました。農業環境に関しては、市川の一部で鳥獣被害に遭ったという話を聞いたので、これから暑くなるに連れて、このような被害が増える可能性があるので、しっかりと対策をし、若者が夢を持てる農業政策をお願いしたいという内容で、東京での活動を行ってまいりました。

それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議をいただきますようによりしくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、3 番 内沢 豊 委員、6 番 坂下 国男 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 22 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

中里 G L

それでは、事務局の中里から、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御説明いたします。資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなります。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1 ページを御覧願います。令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表でございまして、昨年度 1 年間の実績について確認するものとなっております。

I、農業委員会の状況については、本年、令和 5 年 4 月 1 日現在の状況を記載しております。

1、農業委員会の現在の体制については、令和 2 年 7 月及び 8 月改選時の体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

次に、2、農家・農地等の概要については、主に 2020 年・令和 2 年の農林業センサスに基づいて記載しております。

2 ページをお開き願います。

Ⅱ、最適化活動の実施状況について御説明いたします。

1、最適化活動の成果目標の（１）農地の集積でございます。

①現状及び課題は、管内の農地と集積面積及び集積率を記載しております。

次に、②目標の表３行目に、「今年度末の集積面積（累計）（D）」を 1,420.8ha、「（目標）今年度末の集積率」を 29.6%としておりました。

その目標に対する達成状況は、その下の③実績の表２行目「今年度末の集積面積（累計）」が 1,003.6ha となったことから、「目標に対する達成状況」は、その下の３行目にあるとおり 70.6%となりました。

この結果を持ちまして、その下の農業委員会の点検結果は、「目標の 7 割程度を達成することができた」としております。

次に、（２）遊休農地の発生防止・解消、については、①現状及び課題に、遊休農地の状況を記載しております。

次に、②目標として 「ア、既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」の表の２行目、「緑区分の遊休農地の解消目標面積（C）」を、8.18ha としておりました。

３ページにまいりまして、先ほどの目標に対し、③実績 ア、既存遊休農地の解消 の表中、「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積（D）」は、ございませんでしたので、「今年度の目標に対する達成状況（D）／（C）」は、その下の行にあるとおり 0%となりました。

従いまして、その下、ページ中段付近にございます、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、（３）新規参入の促進、については、①現状及び課題に新規参入者の現状と課題を記載しております。

次に、その下の表に、②目標として表の２行目に、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積（A）」を 3.86ha としておりました。

次に、４ページをお開き願います。ページ上段の③実績でございますが、先ほ

どの目標に対し、実績はありませんでしたので、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、2、最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数を月6日としておりました。

次に、（2）活動強化月間の設定については、①目標として、年3回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、年3回と達成しております。

次に、5ページを御覧願います。

（3）新規参入相談会への参加についてですが、①目標の年1回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、年1回参加しましたので目標達成しております。

以上、説明してきました実績から、目標の達成状況の評語は、「目標をやや下回る結果となった」となりました。

次の6ページのⅢ、事務の実施状況については、令和5年度の総会の開催実績や、農地法に基づく許可事務等の処理件数を取りまとめて、記載したものですので説明は省略させていただきます。

最後になりますが、この作成しました内容を御承認いただき、併せて市ホームページに掲載することにより、公表することについて御承認いただきたく存じます。

なお、公表した後、八戸市長、青森県知事、一般社団法人青森県農業会議に報告することになっております。

以上で、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 3

次に、日程第 3、議案第 23 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につい

会長

てを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

永田委員

永田から報告いたします。去る 5 月 27 日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 23 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 23 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、クルミ、栗、柿です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例は、渡人は令和 3 年 8 月と令和 4 年 11 月に畑を住宅 1 棟建築のため売却しており、受人は令和 5 年 5 月に畑を新規就農のため取得しております。通作距離は約 10 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化は面積 3,570 m²の畑はあり、その他はなし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 9 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、草刈機 3 台、軽トラック、耕運機

各 1 台を所有しており、トラクター 1 台を購入予定とのこと。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

下館委員

下館から報告いたします。去る 5 月 27 日、坂本農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 24 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 24 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ながいもです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例は、受人は令和 4 年 12 月に畑を規模拡大のために取得しております。通作距離は約 15 k m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 51 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 3 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 3 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、草刈機、トレンチャー掘削機各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る 5 月 27 日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 25 番と番号 26 番を調査してまいりました。

はじめに番号 25 番について説明いたします。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 25 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚

です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約7km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、軽トラック2台、トラクター、耕運機、田植機各1台を所有しております。また、刈り取り用の農機具は保有しておらず、生産組合に作業委託しているとのことです。

続きまして、番号26番について説明いたします。資料の2ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条26番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、約10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を親から借用するとのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

橘委員

橘から報告いたします。去る5月27日、坂本農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号27番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並

3条 27 番

びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受入は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受入の作付計画は、ねぎ、じゃがいも、トマト、ブルーベリー、栗です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約500m、耕作道あり、受入の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、小型耕運機、草刈機各1台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

付け加えますが、申請地に隣接している農地について、住宅建築のために5条届出済みであり、世帯で居住する予定とのことでございます。

以上です。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 24 号、令和 6 年度第 3 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、外館委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、外館委員は退室をお願いいたします。

(外館委員退室)

会長

それでは、外館委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第 24 号、令和 6 年度第 3 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 12 件、使用貸借 18 件の計 30 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 4 名、貸し手 30 名で、利用権設定面積は、合計 83,359 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、外館委員が関係する事案を御説明いたします。

資料の 7 ページをお開き願います。

利用集積 29 番

番号 29 番は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として、集積計画一括方式により農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用権の種類及び内容は、ぶどうを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。

公告年月日は、令和 6 年 6 月 17 日を予定しております。

	以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。 外館委員の入室をお願いいたします。 (外館委員入室)
会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
風張主査	引き続き、事務局の風張から御説明いたします。 資料の3ページをお開き願います。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。 番号2番から資料7ページの番号30番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積2番～15番	番号2番から資料5ページの番号15番までは、同一の借り手による利用権の

	設定となるもので、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために、番号 2 番から番号 13 番までは 5 年間、番号 14 番と番号 15 番は 3 年 5 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 16 番 ～28 番	番号 16 番から資料 7 ページの番号 28 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 16 番から番号 19 番までは 5 年間使用貸借、番号 20 番から番号 28 番までは 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 5,000 円でございます。
利用集積 30 番	番号 30 番、利用権の種類及び内容は、ぶどうを作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 1,000 円でございます。 公告年月日は、令和 6 年 6 月 17 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。
日程第 5 会長	次に、日程第 5、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

松橋委員

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

松橋から報告します。去る5月27日、坂本委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号6番と番号7番までを調査してまいりました。資料の9ページをお開き願います。

番号6番と番号7番の2案件ですが、賃借人及び転用目的が同一で、一体利用するものですので、一括して報告します。

5条6番、7番

調査には、いずれも賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも18か月間の賃貸借です。転用目的は、作業ヤードです。実施計画は、令和6年6月17日から令和7年12月31日までの18か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の南東側の一部を盛土し、申請地全体を鉄板敷きします。立地条件は、八戸市立轟木小学校から北西側約1.4kmに位置し、田、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、仮設工作物の設置その他の一時的な利用、一時転用は不許可の例外に該当するためです。権利調整措置は地役権が設定されていますが問題がない旨、賃借人に確認しております。その他、年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、報告第 25 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 5 月分でございます。資料の 11 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 65 番～81 番

今回の届出は、資料 11 ページの番号 65 番から資料 17 ページの番号 81 番までの計 17 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 11 ページの番号 65 番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 26 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の撤回の 5 月分でございます。資料の 19 ページを御覧願います。 申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条届出撤回 2 番	番号 2 番 転用目的は太陽光発電設備設置で、令和 6 年 3 月 15 日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、土地改良区との交渉が進まず事業実施が困難になったためでございます。 申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 27 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 5 月分でございます。資料の 21 ページを御覧願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 41 番

番号 41 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 42 番

番号 42 番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 43 番

番号 43 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 44 番

番号 44 番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条 45 番、46 番

番号 45 番、番号 46 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 47 番

番号 47 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 48 番

番号 48 番、転用目的は資材置場でございます。

5条 49 番

番号 49 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 9

次に、日程第 9、報告第 28 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 5 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載

	のとおりでございます。
18 条 22 番、23 番	番号 22 番と番号 23 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 24 番	番号 24 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 次ページをお開き願います。
18 条 25 番	番号 25 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 26 番	番号 26 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 受理通知年月日は、令和 6 年 6 月 17 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10	次に、日程第 10、報告第 29 号、農地改良届出についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 5 月分でございます。資料の 27 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届 4 番	番号 4 番、着工年月日は令和 6 年 5 月 15 日で、使用する土の採取場所は尻内町字福田地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 6 年 5

月 8 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 15 分)